

京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について

人間・環境学研究科の元大学院生が在学時に所属講座の紀要誌に発表した学術論文に対して、盗用の疑いがあるとの通報があった。

これを受けて、京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第9条1項及び京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項第3条に基づく調査委員会において、調査を実施した結果、調査対象論文について、研究活動上の不正行為である盗用が行われたものと認定した。

1. 調査に至る経緯

令和元年5月、本学の通報窓口にて、人間・環境学研究科の元大学院生（以下、「被通報者」という。）が在学時に所属講座の紀要誌に発表した学術論文（以下、「被通報論文」という。）に対して、盗用の疑いがあるため調査を実施してほしい旨の通報があった。そこには、「文章表現もそのままに自身の意見であるかのように用いている。」「内容面のみならず、文章表現の細部に至るまで一致している。」と指摘されていた。

通報を受け、予備調査を行った結果、本格的な調査を行うことが必要であると判断し、外部委員を含む調査委員会を設置し、調査を開始した。

2. 調査

(1) 調査体制

① 部局調査委員会

名称：京都大学人間・環境学研究科研究公正調査委員会

(学内委員)

佐藤 義之 人間環境学研究科・教授（委員長）

大槻 信 文学研究科・教授

金光 桂子 文学研究科・教授

(学外委員)

小柳 智一 聖心女子大学 現代教養学部・教授

江口 正 福岡大学 人文学部・教授

三重 利典 葵法律事務所・弁護士

② 本部調査委員会

名称：京都大学研究公正調査委員会

(学内委員)

野田 亮 研究倫理・安全推進担当副学長（～令和元年9月30日）

公正調査・安全推進担当副学長（令和元年10月1日～）

研究推進部・特任教授（委員長）

北川 宏 理事補（研究担当）、理学研究科教授（副委員長）

潮見 佳男 副学長（法務・コンプライアンス担当）、法学研究科・教授

中山 健夫 医学研究科・教授

浦嶋 真次 研究推進部長

(学外委員)

中村 孝志	独立行政法人国立病院機構京都医療センター名誉院長
平川 秀幸	大阪大学 COデザインセンター・教授
上田 良夫	大阪大学 工学研究科・教授
原井 大介	きっかわ法律事務所・弁護士
豊田 幸宏	洛友法律事務所・弁護士

(2) 調査期間

令和元年9月6日～令和2年2月27日

(3) 調査方法

本調査においては、通報者から通報時に示された内容、「盗用元」と申し立てられた論文（以下、「盗用元論文」という。）、被通報論文に加え、被通報者が所持していたデータ等の書面を精査するとともに、被通報者、被通報者の指導教員、通報者、紀要論文の編集長及び査読者等に対しても聴き取り調査を実施した。

3. 調査結果

(1) 認定した特定不正行為の種別

調査対象論文について、研究活動上の不正行為である盗用が行われたものと認定した。

(2) 被通報論文について

① アイデア、研究結果の盗用に関する検討と評価

被通報者へのヒアリングの際に、盗用元論文を読んで被通報論文を着想したと被通報者が認めており、その依拠の程度は高く、論文の主旨にかかわるアイデアの無断借用も確認された。

被通報者は規範意識が欠如していたとはいえ、盗用は認識しており、アイデア、研究結果の盗用であると認定した。

② 文章の無断引用に関する検討と評価

書面を精査した結果、出典注記漏れが盗用元論文についてのみ発生しており、過失ということでは説明がつかない。

また、無断引用箇所は、「」で括られているわけでもなく、「著者によれば」というような引用らしい断りもなく、実際の無断引用の事例は、地の文に埋め込んだ形式の文であった。そのため、最初から出典をあげて引用するつもりがなかったと判断した。

以上のような理由を踏まえれば、不適切引用は、出典注を意図的に省いたものと判断した。

③ 紀要論文全体における不正か否かの判断

文章、アイデア、研究結果の無断引用、無断借用については、研究活動上の不正行為である「盗用」と判断した。

4. 発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

被通報者の指導教員へのヒアリングの結果、それ以前にも不適切引用が見られたため再三注意を受けていたという事実が明らかになっており、それにもかかわらず被通報者が十分な規範意識を身につけていなかったことが、本件の不正の根本的な要因となっている。

盗用箇所について、引用を表す「 」がなく地の文に同化されているなど、不正を見抜くことが困難な状態になっていたために不正がそのまま掲載されたものであり、指導教員や論文査読者において未然に防ぐことが難しかった。

また、本件については、本学において研究公正推進アクションプランを制定（平成27年）し研究倫理・研究公正教育の充実を図る前の事案であり、被通報者は組織的、体系的な形では研究倫理・研究公正教育を受けていない。その意味で、当時の一般的な研究倫理・研究公正教育の不十分も背景にあると考えられる。

（2）再発防止策

研究公正推進アクションプランに沿って、本学では研究倫理・研究公正教育の充実を図り、研究公正チュートリアルの実施や大学院共通科目「研究倫理・研究公正」を開設するなど、各種の対応を推進してきたが、本事案の発生を受けて、人間・環境学研究科において、研究倫理・研究公正教育充実のさらなる徹底を図るために、新たに以下の取り組みを行う。

- ・修士課程2回生及び博士後期課程3回生については、指導教員が行う研究公正チュートリアルあるいは大学院共通科目「研究倫理・研究公正」のどちらかを受講することとしていたが、これらの両方の受講を課すことを検討する。
- ・教員を対象に、研究倫理教育に関する教員講習会を定期的に開催する。また、本件については、不正の具体例としてこの講習会で扱うことを検討する。
- ・人間・環境学研究科内の学内紀要に関して、今後は紀要を刊行する全ての組織（分野、講座など）に、紀要を投稿するにあたってのルールが定められているかを調査し、ルールが定められていない場合は明確に定めるよう義務づけを行う。

5. 調査終了後の措置等

被通報論文についてリポジトリでの公開を停止済みであり、今後、当該紀要の編集委員の方で、被通報論文の取消を行う。紀要の配付先には取消の報告を行い、当該被通報論文について閲覧できないような措置を講じる予定である。